

## 第4次三鷹市基本計画の策定に向けて

### 計画策定の基本的な考え方

#### 1 基本構想と第4次基本計画について

基本計画は、基本構想に示された課題に取り組み、その基本目標等を実現することを目的としたもので、計画的な市政運営の指針となるものです。

平成27年を「概ねの目標年次」としている現行の三鷹市基本構想（平成13年9月市議会議決）については、その基本理念、基本目標及び高環境・高福祉のまちづくりを進める8つの柱と31施策に掲げる取り組みの方向性等について引き続き有効であると考え、今回、新たな基本構想の策定は行いません。その目標年次までは、新たに策定する第4次基本計画の目標、体系等については現行基本構想を踏まえたものとします。

#### 2 計画期間

計画期間は、平成23年度から平成34年度（2022年）とします。

※計画策定の調整期間である平成23年度も含むものとします。

#### 3 第4次基本計画と個別計画について

各施策の個別計画についても法令等の定めがあるものを除き基本計画と目標年次を合わせているため、第4次基本計画と24の個別計画の改定や策定を同時並行的に進めます。

このことは、基本計画と個別計画の関連と役割分担を一層明確にする好機であり、第4次基本計画の策定とともに改定や策定を行う個別計画については、その体系や主要事業等について基本計画との整合・連動を図るものとします。そのうえで、基本計画では、施策の課題と取り組みの方向、事業の体系と重点課題等を明らかにし、一方、個別計画では、基本計画の体系に基づく各事業の目標、スケジュール及び詳細な取り組み内容等を掲載することによって、基本計画と個別計画の機能的な役割分担を図るものとします。

■第4次基本計画と同時に策定や改定を行う個別計画一覧

| No. | 部     | 計画名称                  |
|-----|-------|-----------------------|
| 1   | 企画部   | 行財政改革アクションプラン 2022    |
| 2   |       | 男女平等行動計画 2022         |
| 3   |       | 地域情報化プラン 2022         |
| 4   | 総務部   | 地域防災計画                |
| 5   |       | 事業継続計画(震災編)           |
| 6   | 生活環境部 | 環境基本計画 2022           |
| 7   |       | 地球温暖化対策実行計画(第3期計画)    |
| 8   |       | ごみ処理総合計画 2015(改定)     |
| 9   |       | 産業振興計画 2022           |
| 10  |       | 農業振興計画 2022           |
| 11  | 健康福祉部 | 健康福祉総合計画 2022         |
| 12  |       | 第3期障がい福祉計画            |
| 13  |       | 第五期介護保険事業計画           |
| 14  | 都市整備部 | 土地利用総合計画 2022         |
| 15  |       | 三鷹風景・景観づくり計画 2022     |
| 16  |       | 緑と水の基本計画 2022         |
| 17  |       | バリアフリーのまちづくり基本構想 2022 |
| 18  |       | 第9次交通安全計画             |
| 19  |       | 地域公共交通総合協働計画 2022     |
| 20  |       | 公共施設維持・保全計画 2022      |
| 21  | 教育部   | 教育ビジョン 2022           |
| 22  |       | 教育支援プラン 2022          |
| 23  |       | みたか生涯学習プラン 2022       |
| 24  |       | みたか子ども読書プラン 2022      |

※計画名はいずれも仮称です。

#### 4 計画策定に向けた市民参加

##### ① 計画策定における市民参加の基本的な方向性

第4次基本計画は、首長の任期との連動を図り、首長のマニフェストを反映させる仕組みとされていますが、首長のマニフェストだけで基本計画や個別計画が作られるものではありません。マニフェストに示されている政策の基本的方向性に加えて、多様化し変化する市民のニーズ等を不断に反映するために、市民参加の機会を多様に設定します。

これまで三鷹市は、自治基本条例とその参加と協働の精神に基づく、無作為抽出の公募委員方式による市民会議・審議会の運営・公開やパブリックコメント制度、パートナーシップ方式などの実施により「参加と協働の日常化」が推進されてきました。第4次基本計画策定における市民参加のあり方は、このような「多元的・多層的」な参加方式を用いるものです。

そこで、第4次基本計画策定における主な市民参加として、①コミュニティ住区における市民参加、②市民会議・審議会等における市民参加、③まちづくりディスカッションによる市民参加、④パブリックコメント、アンケート調査による市民参加などを実施します。

平成22年度末までの取り組みとして、計画策定の際に市民の検討に必要な情報を取りまとめた「三鷹を考える論点データ集」「三鷹を考える基礎用語事典」の作成、「まち歩き・ワークショップ」によるコミュニティ住区ごとのまちづくり提案、各市民会議・審議会における課題の検討・提案、そして市民意向調査と団体意向調査などを実施しました。

そして平成23年度は、次の3つのステップによる市民参加への取り組みを行います。

##### ② 平成23年度の具体的な市民参加の取り組み

###### 第1ステップ

###### 討議要綱による市民参加(6月～)

第4次基本計画策定に関する基本的方向(討議要綱)を広報みたかや市ホームページに掲載し、市民の皆さんのご意見を募集します。また、市民会議・審議会等に討議要綱をお示しし、多方面からの意見を求めます。

###### 第2ステップ

###### 骨格案による市民参加(9月～)

討議要綱についての意見募集などで寄せられたご意見等を踏まえ、施策の体系、重点事業の選択、各章の基本的考え方、主要事業を示した第4次基本計画の骨格案を提示します。市民参加の手法としては、広報の特集号によるアンケート調査、まちづくり懇談会、そして個別の市民会議・審議会等に対する意見聴取やパブリックコメント手続条例に基づく骨格案のパブリックコメントなどを実施します。

さらに骨格案の最重点プロジェクト等からテーマを選定し、2日間をかけて「まちづくりディスカッション」を開催します。

###### 第3ステップ

###### 素案による市民参加(12月～)

骨格案への意見を踏まえた全文が掲載された第4次基本計画の素案を提示します。市民参加の手法としては、広報の特集号の発行、まちづくり懇談会の開催、個別の市民会議・審議会等に対する意見聴取やパブリックコメント手続条例に基づく素案のパブリックコメントを実施します。